



# 島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第33号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境課）	2
島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	（       "       ）	3

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理（第2条—第7条・第9条関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整理（第13条・様式第2号関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**規****則**

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第27号**

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「承認」を「協議」に改め、同条中「の承認又は」を「に規定する協議又は」に、「承認を得」を「協議し」に改める。

第3条の見出し中「承認」を「協議」に改める。

第4条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第5条の見出し中「承認」を「協議」に改め、同条第1項中「承認」を「協議」に改め、「記載した」の次に「協議書又は」を加える。

第6条の見出し中「承認」を「協議」に改める。

第7条の見出し中「承継の」の次に「協議又は」を加え、同条第1項中「承継の」の次に「協議をしようとする者又は」を、「記載した」の次に「協議書又は」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「協議書又は」を加える。

第9条の見出し中「承認又は」を削る。

第20条第18号の13中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第18号の14中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第28号の11中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第28号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「執行承認申請」を「執行協議」に改め、同条中「承認の申請」を「協議」に、「保全事業執行承認申請書」を「保全事業執行協議書」に改める。

第19条第9号中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改める。

第20条第1項第1号ケ中「こう配」を「勾配」に改め、同号ケ中「防護さく」を「防護柵」に改め、同項第7号ケ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

様式第2号中「保全事業執行承認申請書」を「保全事業執行協議書」に、「申請」を「協議」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の島根県自然環境保全条例施行規則第13条の規定による保全事業執行承認申請書は、この規則による改正後の島根県自然環境保全条例施行規則第13条の規定による保全事業執行協議書とみなす。